

Ⅱ

環境の状況と社会の動向

1 環境に関する社会の動向

1-1 気候変動：カーボンニュートラル

世界の状況【パリ協定の採択など】

- 2015（平成 27）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が 2016（平成 28）年 11 月に発効されました。産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとしています。
- 気候変動の影響を受け、適応の長期目標の設定と各国の適応計画プロセスや行動の実施が求められています。

国の状況【地球温暖化対策計画、気候変動適応計画】

- 2021（令和 3）年に改定された地球温暖化対策計画では温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年比で 46%削減することとしています。また、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。
- 2018（平成 30）年に策定した気候変動適応計画を 2021（令和 3）年に変更し、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充するなどしました。さらに 2023（令和 5）年に熱中症対策実行計画の基本的事項を定めるなどの一部変更を行いました。

埼玉県状況【埼玉県地球温暖化対策実行計画】

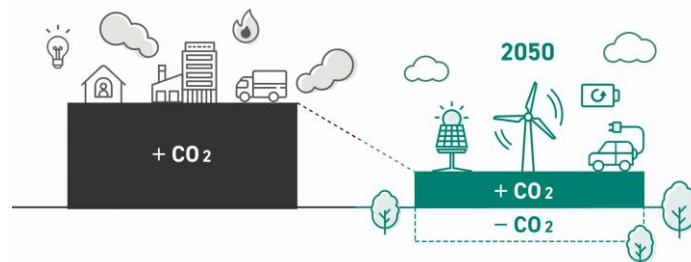
- 2020（令和 2）年に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）を 2023（令和 5）年に改正し、2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年比で 46%削減のほか、気候変動への緩和策と適応策の推進を定めています。

● カーボンニュートラル ●

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。

日本は、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

“排出を全体としてゼロ”というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの“排出量”から、植林、森林管理などによる“吸収量”を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る必要があります。



出典：環境省

1-2 資源循環：サーキュラーエコノミー

世界の状況【G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組】

○2019（令和元）年の「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」では、2050（令和 32）年までに海洋プラスチックによる追加汚染をなくすことが合意されました。

国の状況【循環型社会形成推進に向けた取組み】

○2024（令和 6）年に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画では、線型経済から循環経済（サキュラーエコノミー）への移行を重要な課題ととらえ、5つの柱（重点分野）と循環型社会形成に向けた取組みの進展に関する指標を設定し、国、地方公共団体、国民の多様な主体が連携・協働して取り組むとしています。

○2019（令和元）年に策定したプラスチック資源循環戦略では、「3R+Renewable」とする基本原則を定めています。

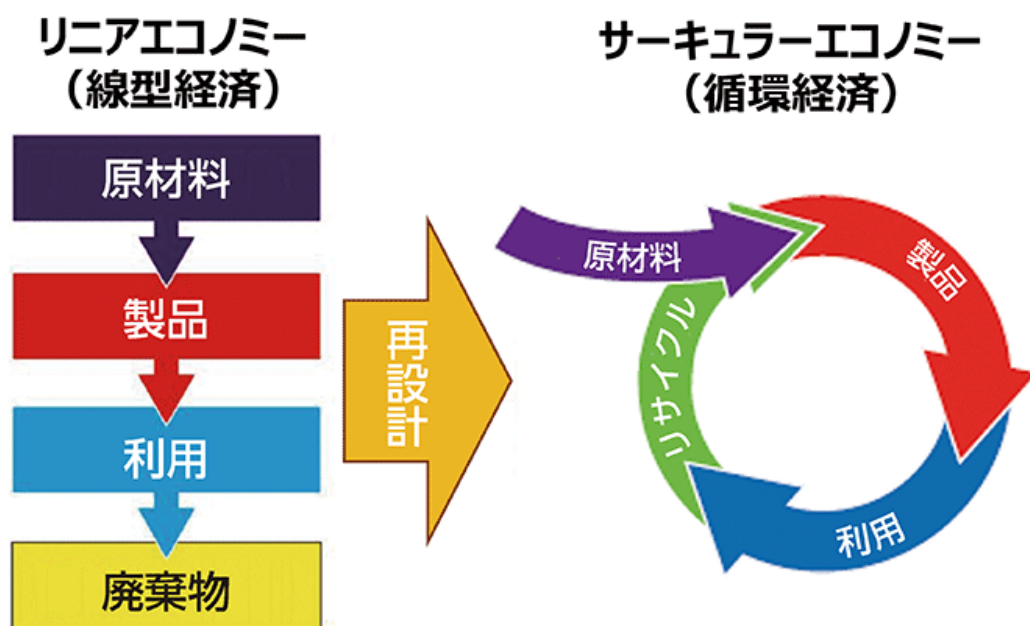
○2019（令和元）年に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、食品ロスの削減に向けた取組みを求めています。

埼玉県状況【埼玉県廃棄物処理基本計画】

○2021（令和 3）年に策定した第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画では、将来像に“県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現”を掲げ、4つの基本方針のもとに食品ロス削減、広域化・集約化も含め定めています。

● サーキュラーエコノミー ●

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進むリニアエコノミー（線型経済）の考え方を再設計し、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が求められています。



出典：環境省

世界の状況【自然と共生する世界の実現】

○2022（令和4）年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030（令和12）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。また、2050（令和32）年のビジョンでは「自然と共生する世界の実現」を掲げ、2030（令和12）年のミッションでは“自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる”とし、ターゲットには生態系、陸と海の30%保全等があります。

国の状況【生物多様性国家戦略】

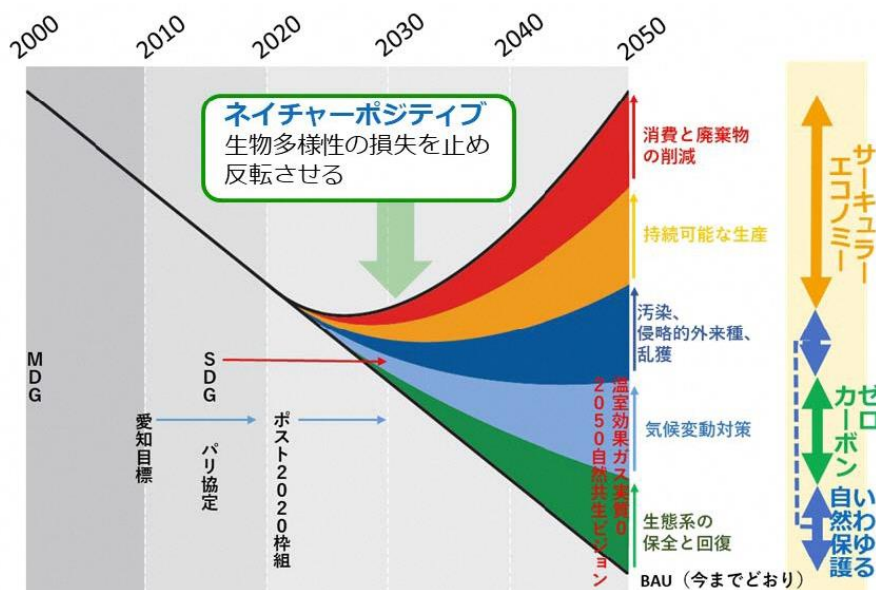
○2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。2030（令和12）年までにネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、ネイチャーポジティブ経済の実現等、5つの基本戦略、基本戦略ごとの15個の状態目標、25個の行動目標を設定しています。

埼玉県の状況【生物多様性保全戦略】

○2024（令和6）年に新たな生物多様性保全戦略を策定しています。森林の豊かな環境を守り育て、里地里山や水域の多様な生態系ネットワークの形成、人と自然が共生する都市、生態系の健全性の回復、生物多様性保全に係る取組みを支える基盤整備により、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指します。

● ネイチャーポジティブ ●

ネイチャーポジティブとは、「自然再興」のことで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。これまでの自然環境保全の取組みだけでなく、経済を含め社会全体で改善を促しています。生物多様性国家戦略 2023-2030 で 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版GBO5（生物多様性条約事務局2020年9月）

出典：環境省

1-4 生活環境

世界の状況【公害防止に向けた技術開発】

- 人口の増加や発展による大気汚染、水質汚濁が深刻な問題となっています。
- 公害防止に向け先進的な技術開発が世界中で行われています。

国の状況【各種法令の整備】

- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の各種法令の整備により公害は減少しています。

埼玉県状況【監視測定による公害への対応】

- 環境に関する各種法令、埼玉県生活環境保全条例の整備により、工場等からの公害は減少しています。
- 大気汚染物質の常時監視測定結果によると、大気環境基準項目のうち光化学オキシダントは、環境基準以上となっています。

1-5 環境保全活動

世界の状況【持続可能な開発のための教育に向けた取り組み】

- 持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）が重要とされ、国連で“ESDに関するグローバル・アクション・プログラム”が採択されました。
- 2006（平成18）年に国連が投資家に対し、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を投資プロセスに組み入れる責任投資原則を提唱し、ESG投資を促しました。

国の状況【環境教育等による環境保全の取り組み】

- 持続可能な社会構築のため環境保全活動や協働の取り組みを推進し、国民生活の質の向上を目指すため、2003（平成15）年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行しました。
- 2018（平成30）年に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が見直され、地域や企業の体験の機会の場の積極的な活用を図ることを定めています。

埼玉県状況【環境美化活動や担い手の育成】

- 里山等の豊かな自然環境の保全や環境美化の活動を、県民や市民団体、企業と連携して進めています。
- 県内の施設や自然を活用した環境学習・環境教育の実施、環境保全活動の担い手の育成を行っています。

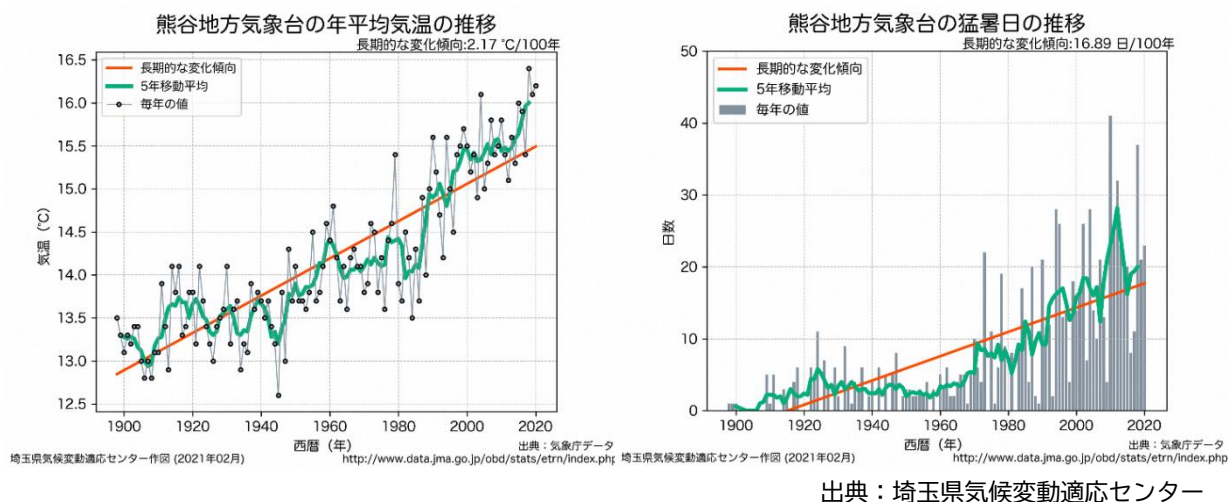
2 市の環境の現状

2-1 気候変動：カーボンニュートラル

気候変動・温暖化対策は喫緊の課題として広く知られるようになり、さまざまな取組みが実施されています。照明のLED化や省エネ家電、ハイブリッド車への買い替え、太陽光発電システムの導入等は急速に進んでいます。市では、2022（令和4）年1月に行田市ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

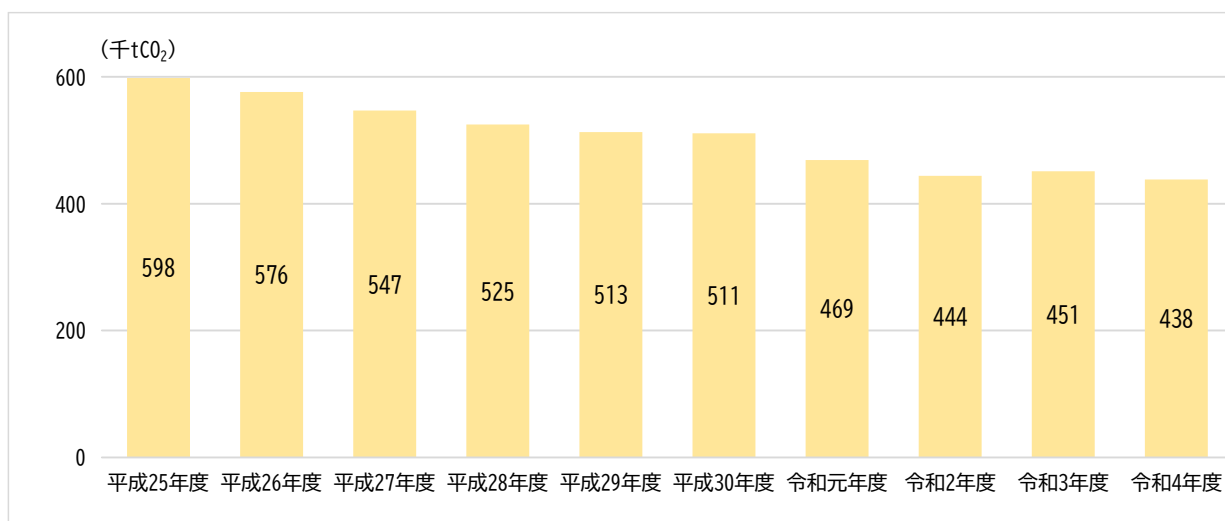
（1）気候変動

市近傍の熊谷地方気象台での長期的な変化の傾向は、年平均気温は $2.17^{\circ}\text{C}/100$ 年、猛暑日は 16.89 日/100 年とそれぞれ上昇・増加傾向で推移しており、温暖化の影響が懸念されています。県内でも、気候変動による農作物、生態系等への影響が見られます。



（2）温室効果ガス排出量

市内の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。

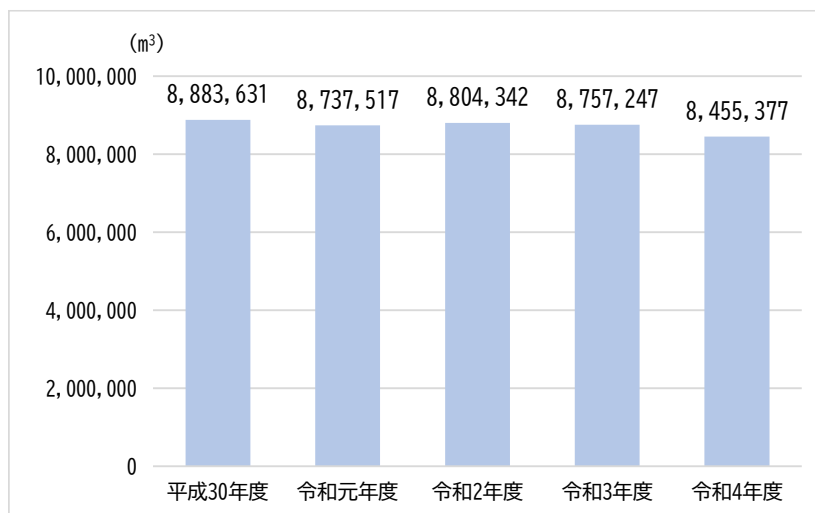


温室効果ガス排出量の推移

出典：埼玉県ホームページより作成

(3) 水道の使用状況

水道供給量は、近年減少傾向となっています。



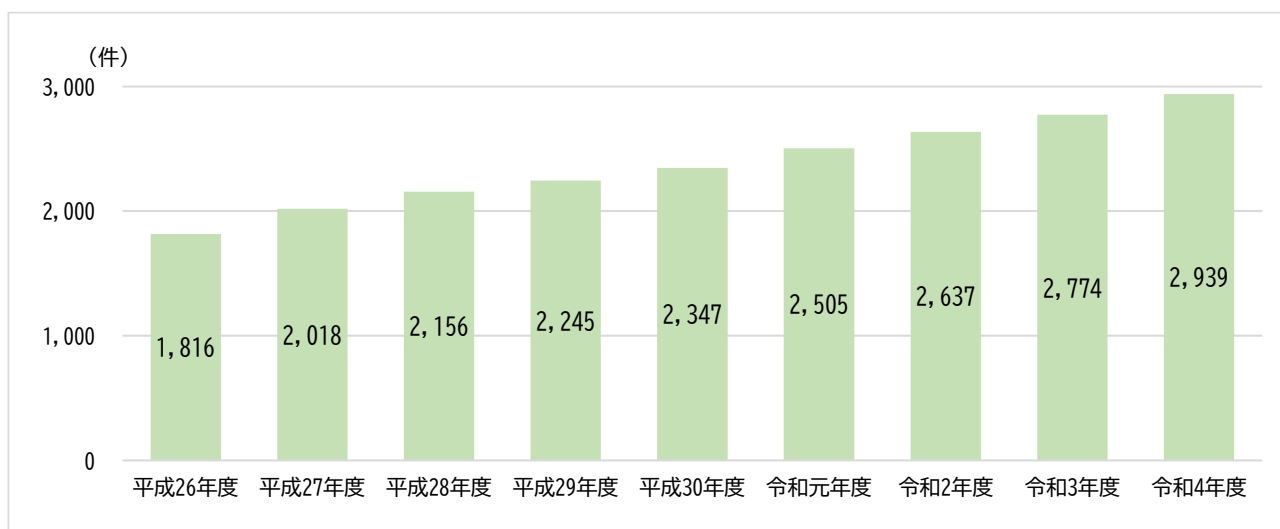
水道供給量の推移

出典：統計ぎょうだ

(4) 太陽光発電の利用状況

太陽光発電システムの住宅への累積設置件数は、集計を始めた平成 26 年度の 1,816 件から令和 4 年度には 2,939 件となっています。

太陽光発電は、シリコン半導体に光が当たることで電気が発生する特性を生かし、全世界で普及が進んでおり、2020（令和 2）年には全発電量の 8.5%を担っています。



住宅用太陽光発電システム累積設置件数の推移

出典：統計ぎょうだ

(5) 太陽光発電以外のエネルギー

現時点で実施可能性が高い太陽光発電以外のエネルギーは、太陽熱や温度差熱等があります。なお、2028（令和10）年の稼働を目指している新ごみ処理施設において、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分類を現在の燃やせないごみから燃やせるごみに変更し、焼却処理による熱エネルギーの回収「サーマルリカバリー」を行う予定です。

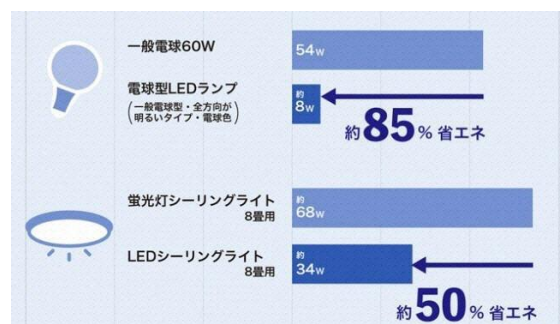
さまざまなエネルギー（電力）供給

発電の形態	概 要	実施の可能性
再生可能エネルギー		
風力発電	ブレード（羽）に風が当たることで風車を回し発電する。陸上・洋上でも発電できる。	×
水力発電	ダムなどで標高の高い場所から低い場所へ水を流し、水車を回すことで発電する。	×
バイオマス発電	動植物由来の再生可能資源を燃やすなどして蒸気タービンを回し発電する。全電力量の3.2%を担う。	△
地熱発電	地下のマグマを熱源とした蒸気による発電方法。常時発電できるメリットがある。	×
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを集めて熱媒体を温めることで給湯や冷暖房の運転エネルギーを作る方法。	○
温度差熱利用	地下水や河川水、下水などを熱源とする。熱源が身近にあり、近年注目されている。	○
地中熱利用	地面から200m程度の深さに溜まっている熱のことで、外気に左右されず利用可能。	○
雪氷熱利用	冬に降った雪や外気で凍らせた氷を保管しておき、冷熱が必要となる夏場に活用する方法。	×
原子力発電	東日本大震災以降、安全性が疑問視されてきたが、2030年実現を目指すエネルギーミックス水準で重要な主力電源となる。	×
石油・石炭・天然ガス	民間企業による自主開発の促進で、高効率火力発電の有効活用を進め、電源構成比率56%水準を目指している。	○
その他		
焼却施設	焼却処理による熱エネルギー回収による「サーマルリカバリー」を進め、現実的なエネルギー供給体制となる予定。	—

凡例 ◎：既に実施 ○：実施の可能性が高い △：実施の可能性が低い ×：実施の可能性がない

(6) LED照明等への転換

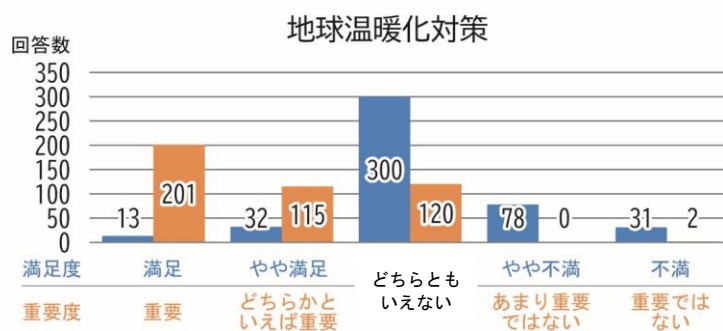
電力消費の少ないLED照明といった機器への転換を進めることにより、地球環境への負荷を可能な限り抑える必要があります。その他、積極的な省エネルギー家電等への切り替えも重要となります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

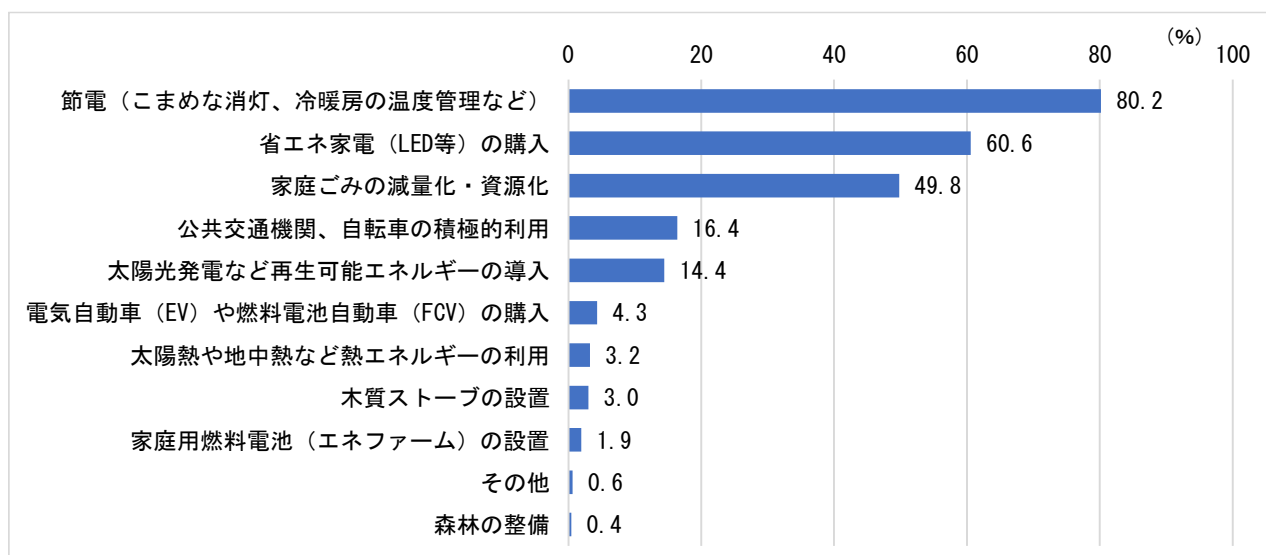
(7) 市民の意識

地球温暖化対策は重要と感じているものの、現状への満足度は低い傾向となっています。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

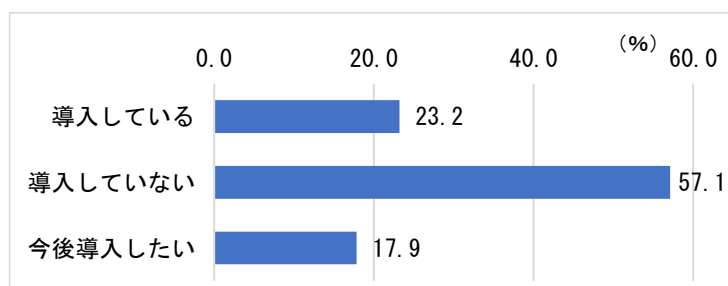
節電や省エネ家電の購入、ごみの減量化・資源化への取組み



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

(8) 事業者の意識

事業者の太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入については、導入している・今後導入したいが約4割となっています。



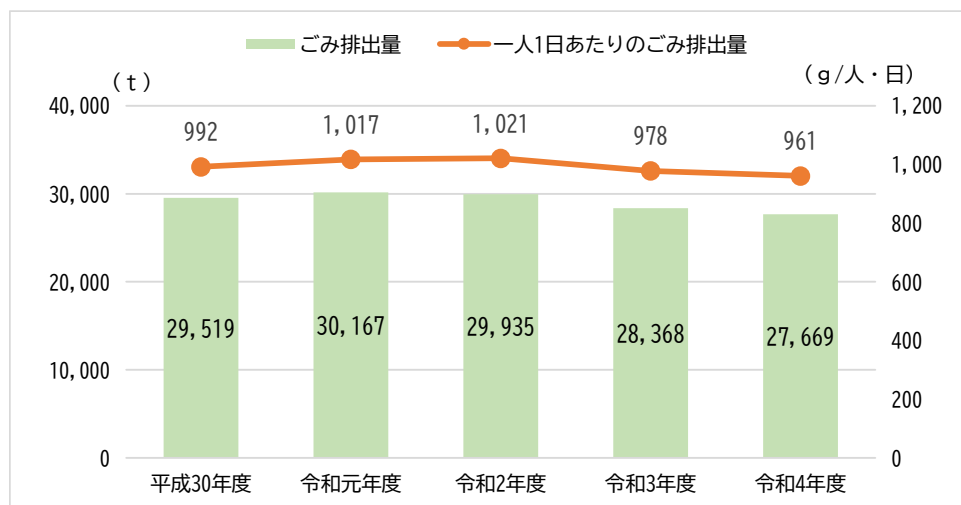
出典：市の環境に関する事業者アンケート調査(令和5年2月)

2-2 資源循環：サーキュラーエコノミー

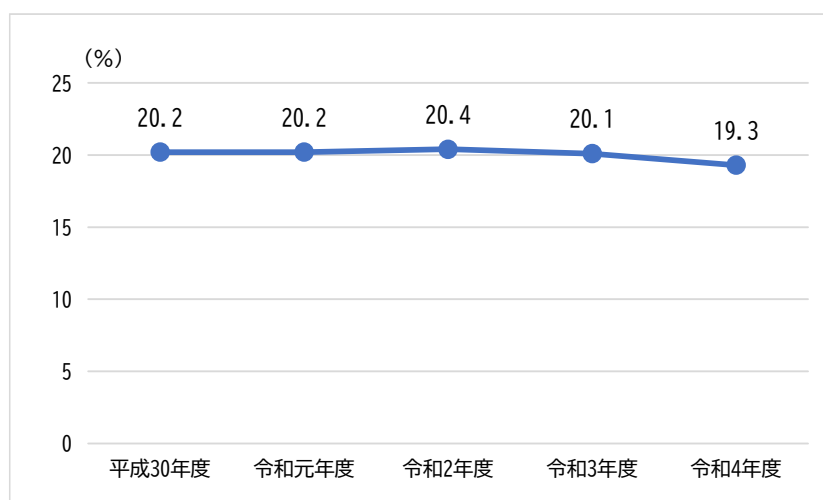
一般廃棄物の排出量は、長く増加傾向で推移していましたが近年は減少傾向となっています。また、ごみ集積所での未分別件数についても、減少傾向となっています。

(1) ごみ排出量・資源化率

市では、一般廃棄物の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物を分別収集し、処理を行っています。令和4年度のごみ排出量は 27,669 トンで、一人1日あたりのごみ排出量は 961g、資源化率は 19.3%となっています。国の一人1日あたりのごみ排出量は 880g、資源化率は 19.6%、埼玉県の一入1日あたりのごみ排出量は 825g、資源化率は 24.4%となります。国と埼玉県と比較すると市の一人1日あたりのごみ排出量は多く、資源化率は低くなっています。

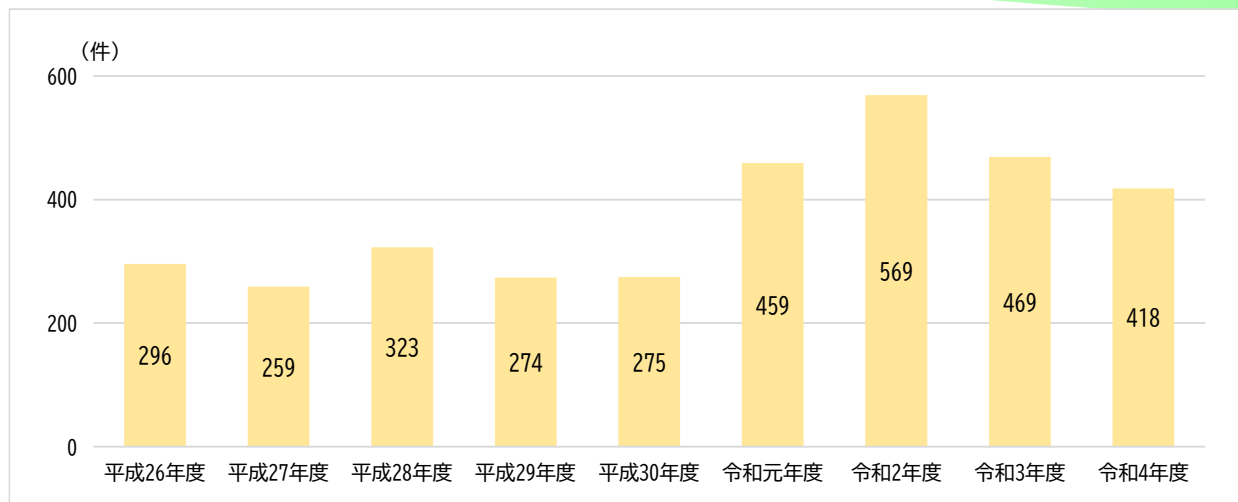


ごみ排出量・一人1日あたりのごみ排出量の推移



資源化率の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査

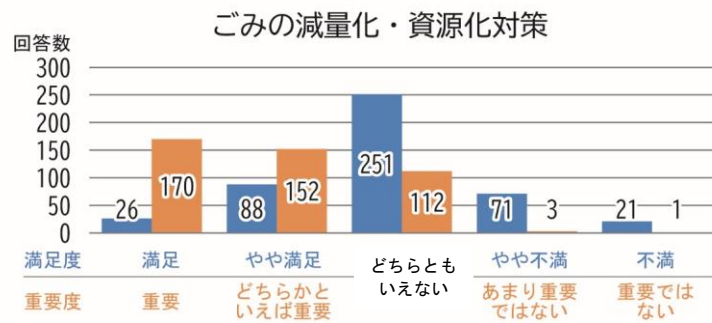


ごみ集積所での未分別件数

出典：環境課

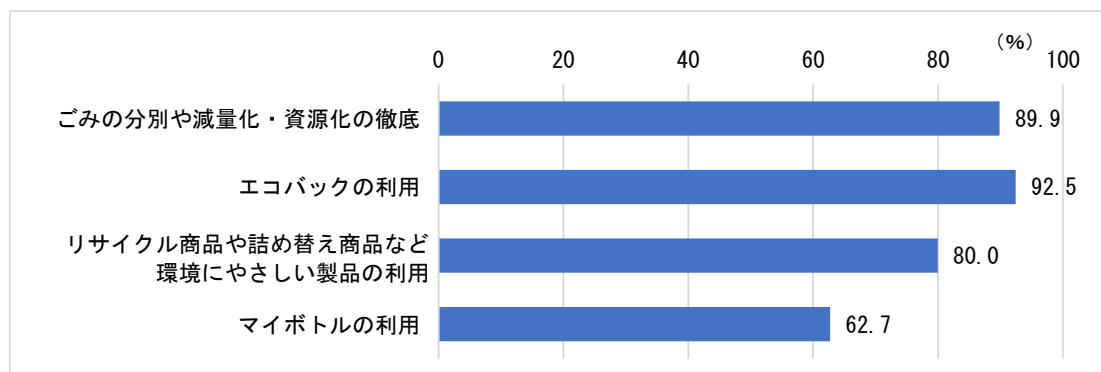
(2) 市民の意識

廃棄物の減量化・資源化は重要であると感じており、現状にはやや満足している傾向となっています。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

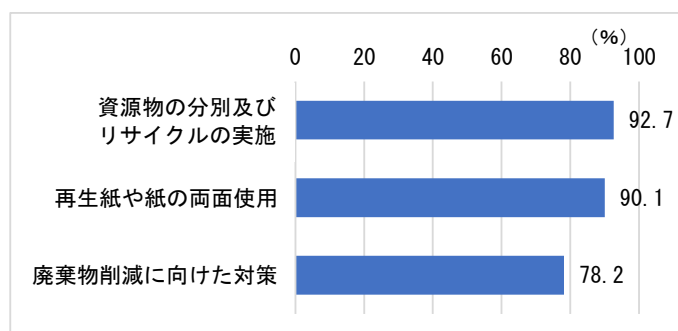
日常生活では、多くの市民がごみの減量化・資源化やごみの発生抑制に取り組んでいます。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

(3) 事業者の意識

事業者も、廃棄物の減量化・資源化に向けた取り組みを行っています。



出典：市の環境に関する事業者アンケート調査(令和5年2月)

2-3 自然環境：ネイチャーポジティブ

市には、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里、総合公園等の大規模な公園に加え、屋敷林や社寺林等と水田等の緑地環境があります。しかし、開発行為等により動植物の生息・生育空間は減少し、さらに外来動植物も確認されています。

(1) 河川

市内には、利根川、星川、忍川などの大小の河川や、酒巻導水路、見沼代用水などの幹線農業用水路、利根川と荒川を結ぶ武蔵水路が流れています。

これら水路の水は隣接する周辺地域にも供給されるとともに、生物の生息空間としても重要な役割を果たしています。

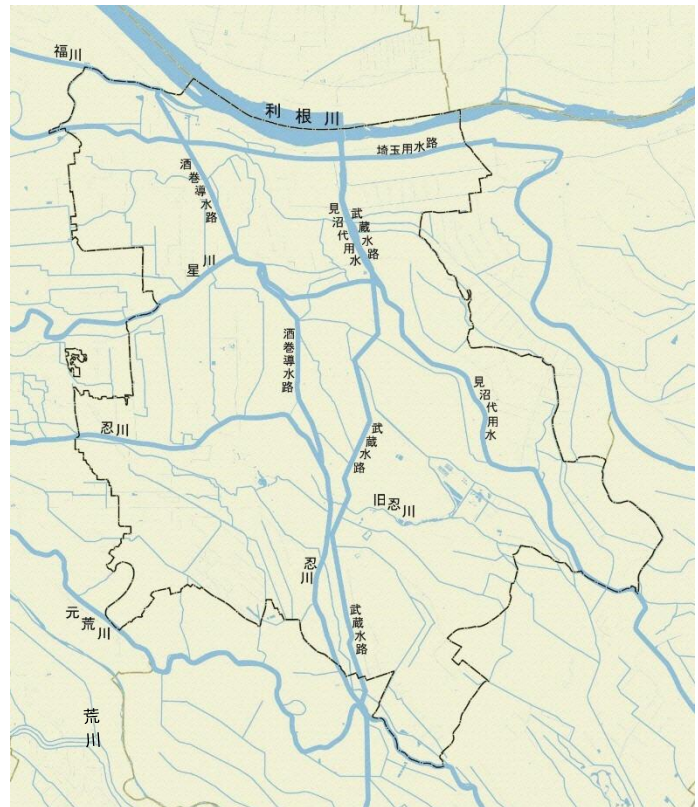
(2) 動植物

令和4年度に市内4カ所で実施した自然環境調査では、動植物435種類が確認されました。そのうち、植物13種、鳥類8種、爬虫類3種、昆虫類5種の希少種が確認されました。中でもキタミソウは、環境省のレッドリスト(2020)で絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック2011植物編で絶滅危惧ⅠB類に選定されており、非常に貴重な植物です。



キタミソウ

アライグマは令和3年度で205頭、令和4年度で144頭を計画防除、クビアカツヤカミキリは令和3年度で1,936個体、令和4年度で3,970個体が報告され、個体数が急増しています。



一方で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に指定されるアライグマ、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギクなども確認されています。

これら外来生物は、在来の動植物の生息・生育に悪影響を与える恐れがあります。

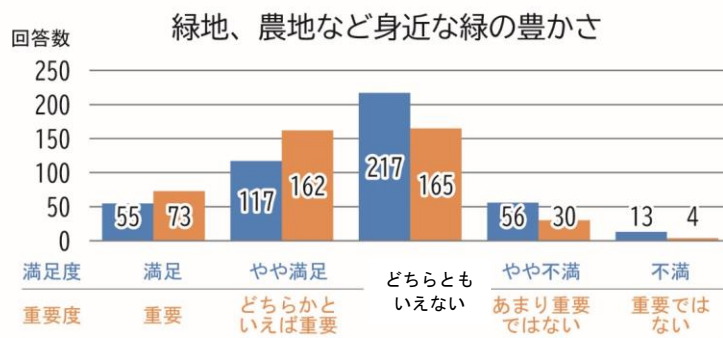


クビアカツヤカミキリ

出典：埼玉県環境科学国際センター

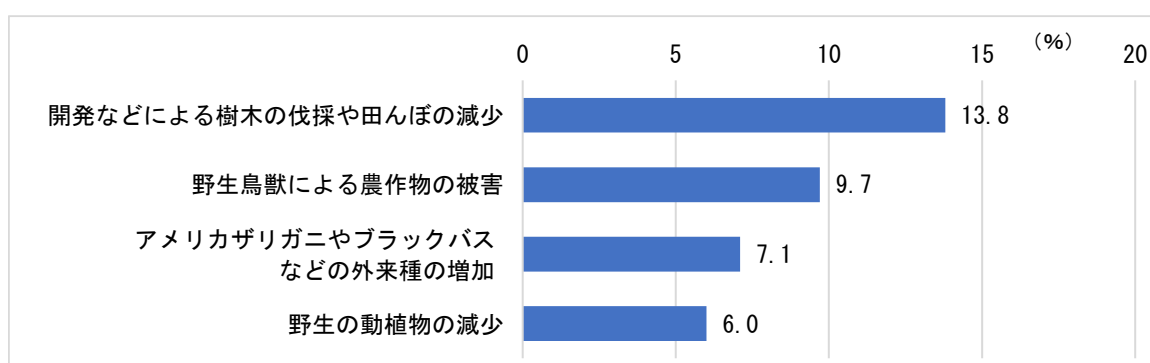
(3) 市民の意識

身近な緑の豊かさへの満足度と重要度はどちらも高い傾向となっています。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

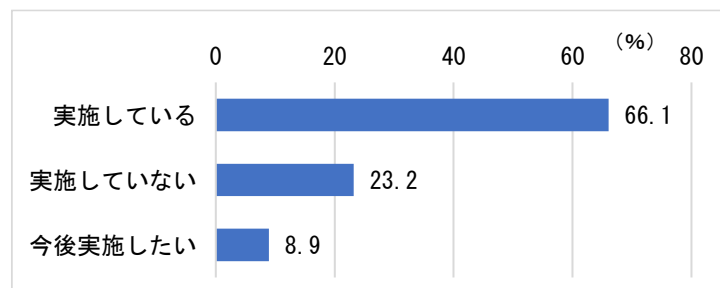
自然環境への関心は低い傾向となっています。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

(4) 事業者の意識

事業者の植樹や下草刈りなどの緑地の再生・整備については、約7割が実施しています。



出典：市の環境に関する事業者アンケート調査(令和5年2月)



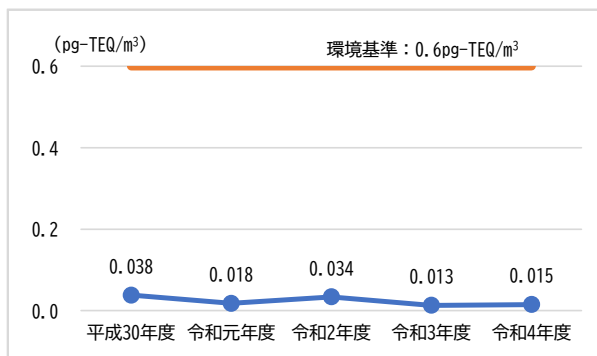
水城公園

2-4 生活環境

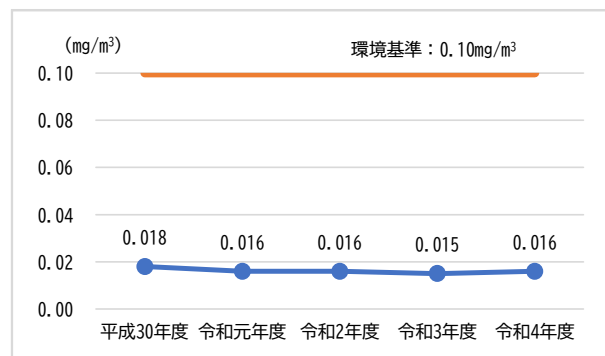
光化学オキシダント以外の大気環境項目、公共用水域の一部を除く項目、道路交通騒音はおおむね環境基準値以下となっています。しかしながら、野外焼却や日常生活で不快に感じる感覚公害による相談が、一定数寄せられています。

(1) 大気

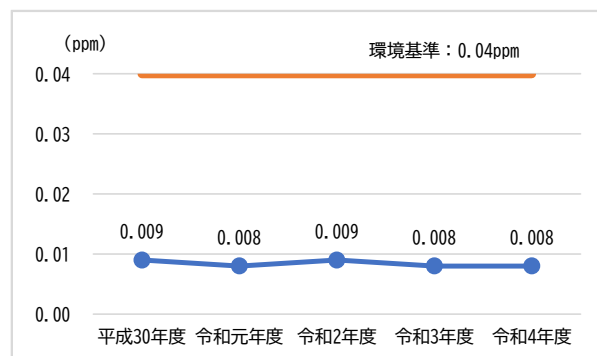
大気汚染物質であるダイオキシン類[DXN]、浮遊粒子状物質[SPM]、二酸化窒素[NO₂]、微小粒子状物質[PM_{2.5}]、二酸化硫黄[SO₂]の濃度は、環境基準値以下となっています。



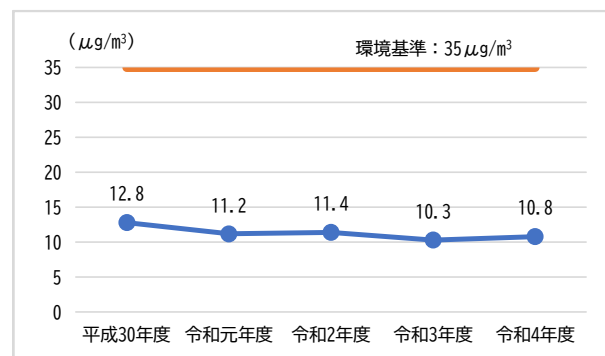
ダイオキシン類[DXN]



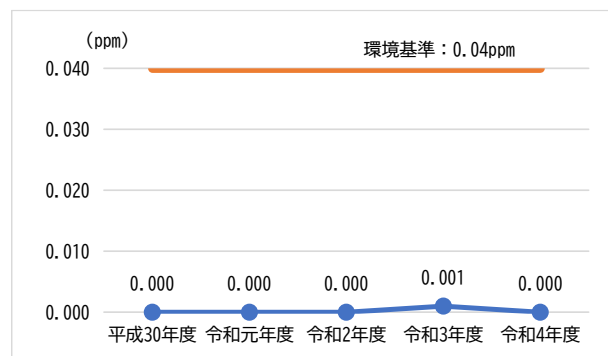
浮遊粒子状物質[SPM]



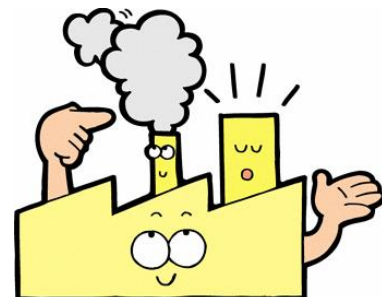
二酸化窒素[NO₂]



微小粒子状物質[PM_{2.5}]



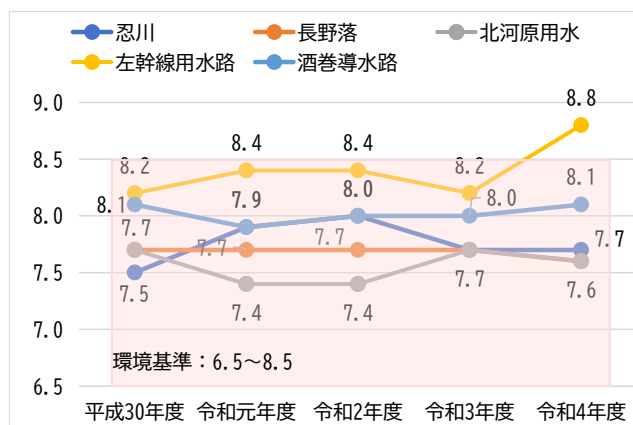
二酸化硫黄[SO₂]



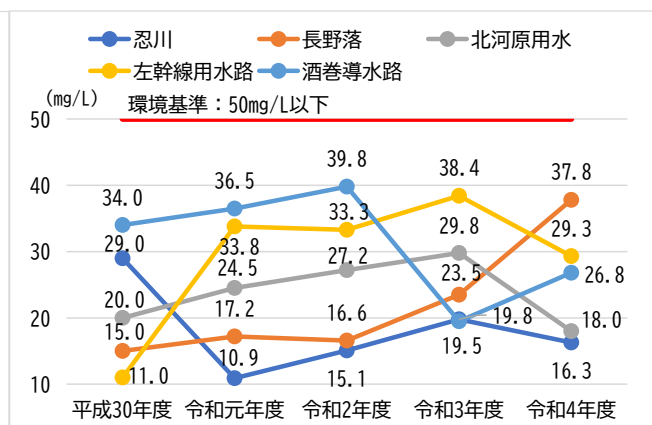
出典：環境課

(2) 水質

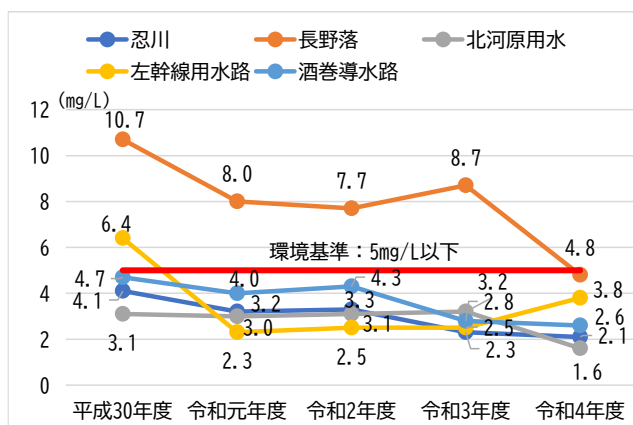
市内を流れる忍川、長野落、北河原用水、左幹線用水路及び酒巻導水路の1河川4水路で水質調査を行っています。調査項目は、水素イオン濃度指数[pH]、浮遊物質[SS]、生物化学的酸素要求量[BOD]、溶存酸素量[DO]で、おおむね環境基準値を達成しています。



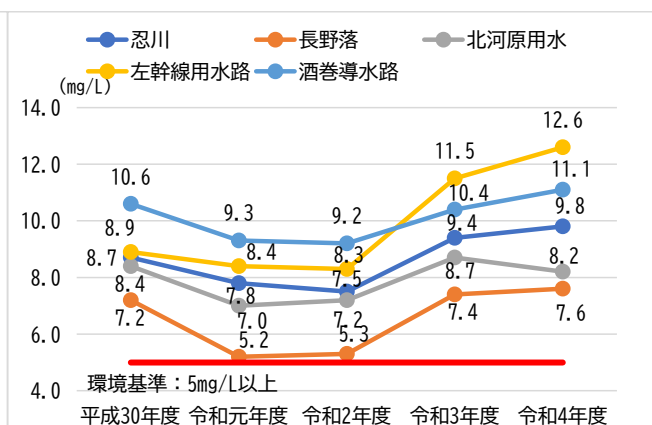
水素イオン濃度指数[pH]



浮遊物質[SS]



生物化学的酸素要求量[BOD]



溶存酸素量[DO]

※年間の平均値

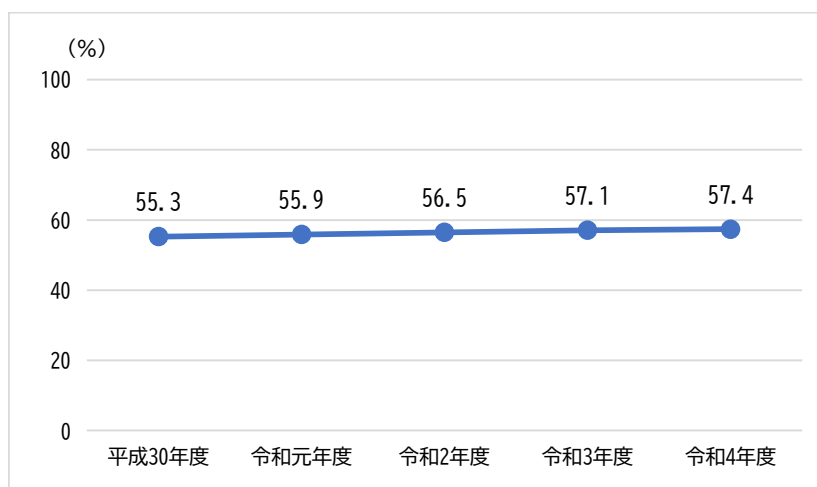
出典：環境課



忍川での採水の様子

(3) 下水道

令和4年度の下水道普及率は57.4%となっており、平成30年度から2.1ポイント向上しています。



下水道普及率の推移

出典：下水道課

(4) 土壌

令和4年度の土壌中ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）の調査結果は、見沼元圠公園で6.8pg-TEQ/g、持田南公園で7.3pg-TEQ/g、つるまき公園で0.68pg-TEQ/gで、前年度までの各調査地点における結果を含め、環境基準値（1,000pg-TEQ/g）以下となっています。

単位：pg-TEQ/g

年度	馬見塚公園	鶴土井公園	地域文化センター	見沼元圠公園	持田北公園	持田南公園	埼玉公民館	太子公園	武蔵公園	つるまき公園
平成30年度	0.37	2.40	0.37							
令和元年度				7.00	1.10		24.00			
令和2年度			1.10					8.40		
令和3年度	0.40	5.60	0.70						5.80	
令和4年度				6.80		7.30				0.68
平均	0.39	4.00	0.72	6.90	1.10	7.30	24.00	8.40	5.80	0.68
環境基準値	1,000以下									

土壌中ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）の調査結果

出典：環境課

(5) 騒音・振動

道路騒音の調査結果は、6地点のうち3地点で環境基準値以下となっています。

また、工場や事業所などに対する苦情発生の際には、法律や条例に基づいて指導しています。

路線名	測定地点の所在地	等価騒音レベル (dB)			
		昼間			
		R2	R3	R4	環境基準
一般国道17号	小敷田地内	65	68	68	70
一般国道17号	城西5丁目地内	59	59	59	70
一般国道17号	持田地内	63	62	62	70
一般国道17号	下忍地内	71	67	67	70
一般県道熊谷羽生線 (旧国道125号)	城西4丁目地内	66	71	71	70
一般県道熊谷羽生線	斎条地内	58	58	58	70

路線名	測定地点の所在地	夜間			
		R2	R3	R4	環境基準
		R2	R3	R4	環境基準
一般国道17号	小敷田地内	63	66	69	65
一般国道17号	城西5丁目地内	59	59	59	65
一般国道17号	持田地内	62	61	61	65
一般国道17号	下忍地内	70	68	68	65
一般県道熊谷羽生線 (旧国道125号)	城西4丁目地内	63	69	69	65
一般県道熊谷羽生線	斎条地内	48	49	49	65

昼間（上）と夜間（下）の調査結果

出典：環境課

(6) 公害相談

令和4年度の相談件数は令和元年度に比べ、すべての項目で相談件数が減少しており、特に大気や悪臭に関する相談件数の減少が顕著となっています。

	公害相談件数						
	大気	騒音	振動	悪臭	水質	その他	合計
令和元年度	20	18	2	18	9	6	73
令和2年度	23	19	2	4	10	6	64
令和3年度	17	18	1	3	4	3	46
令和4年度	13	14	1	5	4	1	38

出典：環境課

野 外 焼 却 に つ い て

● 野外焼却 ●

今も苦情や相談がある身近な環境問題として野焼きがあります。

昔は、自宅の庭や畑等で枝や枯葉、家庭ごみなどを燃やしていました。しかし、現在は、廃棄物を屋外で焼却する野焼きや法律に適合しない焼却炉及びドラム缶等を使用し
ての焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」で工場・事業所だけでなく一般家庭においても原則禁止されています。

また、違反した場合には、罰則等が課せられます。

なぜ野外焼却はいけないの？

次にあげるような影響を周囲に与え、苦情の原因にもなっています。

- ◆ ダイオキシン類等の発生の可能性
- ◆ 煙やにおい
- ◆ 灰や燃えカスの飛散
- ◆ 火の粉の飛散による火災

野 外 焼 却 禁 止 の 例 外

ただし、次にあげるような場合には例外として扱われますが、近隣から苦情があった場合や煙が交通の妨げになる等、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となることがあります。

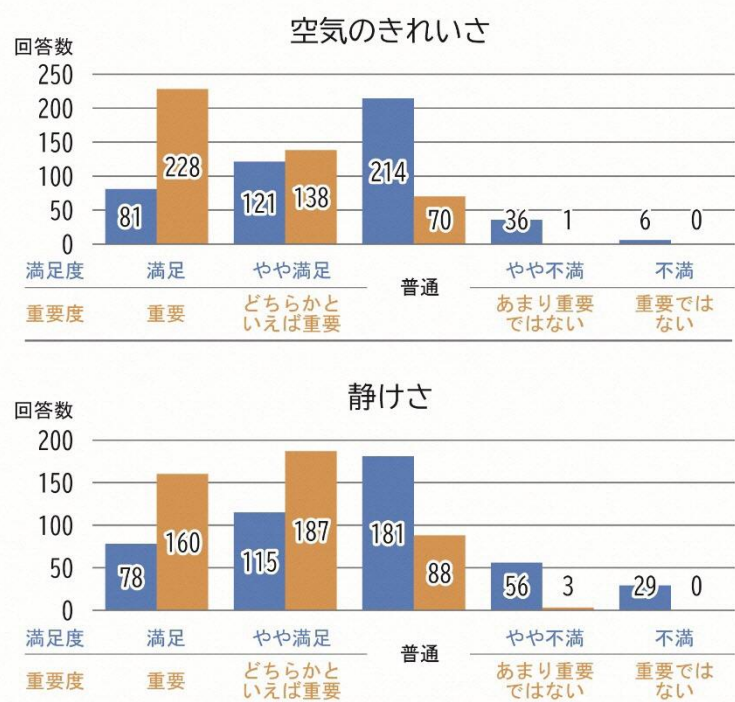
また、禁止規定の例外に該当するのは、あくまで例外事例の目的に沿ったものに限られます。

- ◆ 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
(例：河川管理者による伐採した草木等の焼却)
- ◆ 災害の予防・応急対策・復旧のために必要な焼却
- ◆ 風俗慣習上や宗教上の行事のために必要な焼却
(例：どんど焼き、門松やしめ縄等の焼却)
- ◆ 農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却
(例：農業者の稲わら、林業者の枝等)
- ◆ たき火その他日常生活を営む上で、
通常行われる廃棄物の焼却であって
軽微なもの
(例：たき火やキャンプファイヤー等)



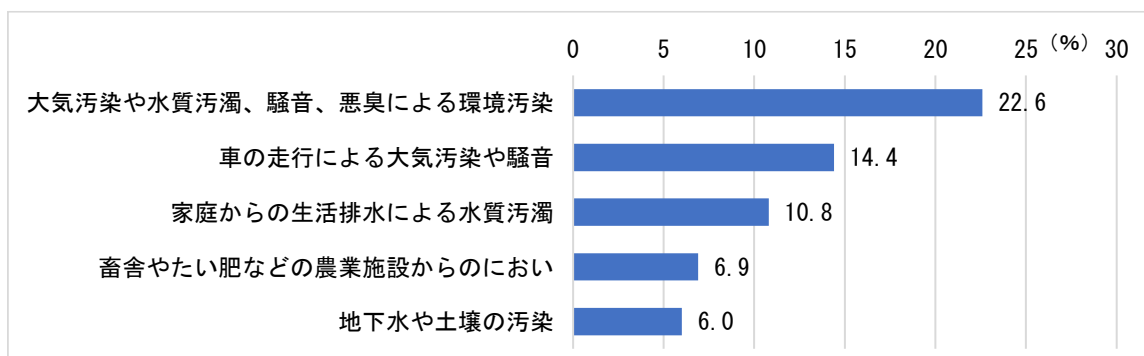
(7) 市民の意識

空気のきれいさと静けさとも重要と感じており、現状への満足度は高い傾向にあります。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

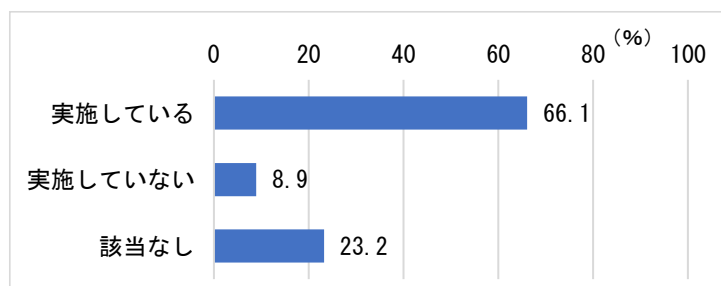
身近な空気や水、音、においへの関心は一定数あるものの、あまり高くありません。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

(8) 事業者の意識

事業者による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止などの対策は、約7割で実施されています。



出典：市の環境に関する事業者アンケート調査(令和5年2月)

2-5 環境保全活動

市では、市民・事業者の環境への関心や理解を深めるため、さまざまな媒体を用いて環境に関する情報を発信し、協働で環境保全活動を行っています。また、小学校をはじめとする学校の現場で環境教育を実施しています。

(1) 緑化

市では、身近な緑の保全として、農地や工場、教育機関等で緑化の推進を図っています。

多面的機能支払交付金事業に関わる農地では、良好な農地環境を保全するとともに、冬季のグラウンド・カバー・クロープ（プランツ）などの導入により土壌の流失防止に併せ緑化に寄与しています。また、工場等の駐車スペースをインターロッキング化することで植物の生育を促すなど、さまざまな取組みが見られます。

小中学校等の教育機関では、ゴーヤなどによるグリーンカーテンの取組みも実施しています。

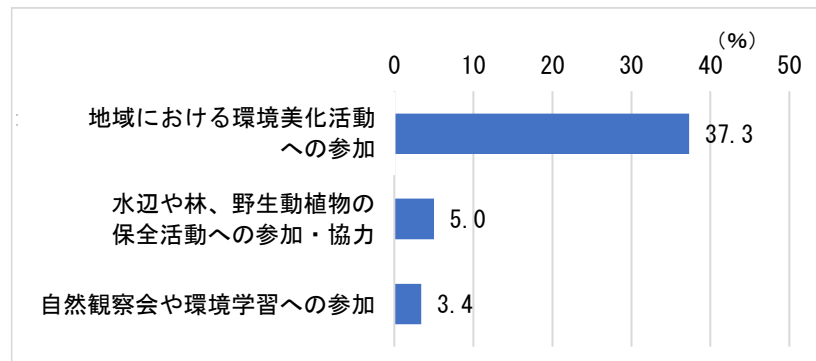
(2) 市民活動団体の取組み

市では、さまざまな市民活動団体が環境配慮活動を行っています。この内、行田市市民公益活動団体として登録されている主な団体は以下のとおりです。

団体名	活動内容
行田ナチュラリストネットワーク	・行田の水辺の自然を象徴する「キタミソウ」の保護 ・前玉神社「ふるさとの森」の手入れ ・星空観察会の開催 ・自然観察会の開催 ・行田の自然の調査、研究 ・行田の自然に関する刊行物の作成
古代蓮の里ホタルの会	・ハイケボタルの幼虫を育てて、古代蓮の里ホタルの川に放流 ・ホタルの棲める環境づくり
行田環境市民フォーラム	・市内小学校5年生向けの環境出前学習 ・一般市民向けの公開学習会（年3回）の開催 ・埼玉県実施の「エコライフDAY」の参加支援（年2回、夏・冬）
NPO法人ふるさと創生クラブ	・1,2年生自然観察（当クラブビオトープ）支援 ・河川の浄化など（用水路、排水路） ・夏休み、冬休みふるさと子ども教室
忍川の自然に親しむ会	・忍川の清掃、生き物調査、看板の設置など
カヌーで川のゴミ掃除	・川や堤防の清掃活動

(3) 市民の意識

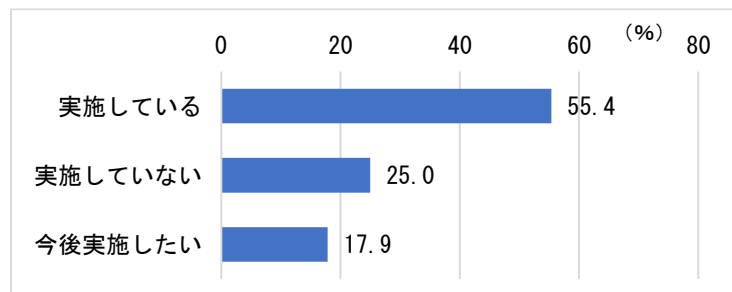
環境美化活動への参加は約4割となっているものの、野生動植物の保全活動や自然観察会などへの参加は少なくなっています。



出典：市の環境に関する市民アンケート調査(令和5年2月)

(4) 事業者の意識

事業者の従業員への環境教育の実施は5割を超えており、意識が高いことがうかがえます。



出典：市の環境に関する事業者アンケート調査(令和5年2月)



出前講座の様子

3 市の環境の課題

市では、これまでも環境の保全に向け市民・事業者と連携して取り組んできました。新たな環境基本計画策定にあたり、環境を取り巻く社会情勢、環境の現状、市民・事業者の意識から抽出した主な課題は次のようになります。

3-1 気候変動：カーボンニュートラル

市民や事業者の地球温暖化対策への関心は高く、省エネ製品やハイブリッド車、電気自動車の利用、再生可能エネルギーの導入など、それぞれ主体別に取り組んできました。しかし、世界各地で地球温暖化による異常気象が発生しており、温室効果ガスの排出量削減と吸収量の確保が喫緊の課題となっています。

市では、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向け、2022（令和 4）年 1 月に「行田市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。市民・事業者・市が連携し、ゼロカーボンシティの達成に向け、より一層の行動が求められています。温室効果ガス削減に向けた生活様式の確立や、省エネ製品、電気自動車や燃料電池車などの普及に加え、再生可能エネルギーや代替燃料などの新エネルギー、幅広い創エネルギーを推進する必要があります。また、市内の公共交通の利便性の向上と温室効果ガス排出量削減を両立した、次世代型の公共交通システムの構築も求められています。さらに、市内に大きな森林はありませんが、屋敷林や農地、公園などの緑の保全や創出による温室効果ガス吸収源を確保する必要があります。

3-2 資源循環：サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから、資源が循環し廃棄物を最小限に抑える社会経済システムへの転換が求められています。市民や事業者の廃棄物の減量化・資源化への関心は高くさまざまな取組みが実施され、ごみの排出量は減少しています。しかし、廃棄物の資源化率は、年々低下傾向で推移しています。近年、食品ロスやプラスチック類に関する法整備が進み、新たな施策の取組みが必要とされています。

また、市のごみ処理施設は老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の整備が進められています。新たなごみ処理施設の稼働を契機に、温室効果ガス排出量の削減に加え、天然資源の消費を減らすため、さらなるごみの減量化・資源化に向け、4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動の普及啓発を推進する必要があります。

3-3 自然環境：ネイチャーポジティブ

市の緑地や水辺には希少な動植物が生息・生育していますが、外来動植物も確認されています。市民の自然への満足度や重要度は高いものの、関心は低いことから、自然環境に対する市民や事業者への意識の醸成を図り、生物多様性の保全と創出を一体的に進める必要があります。また、良好な緑地は、温室効果ガスの吸収源となることから、適切な維持管理や整備が必要です。

さらに、増加が確認されているアライグマやクビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等の外来動植物の駆除を進める必要があります。

3-4 生活環境

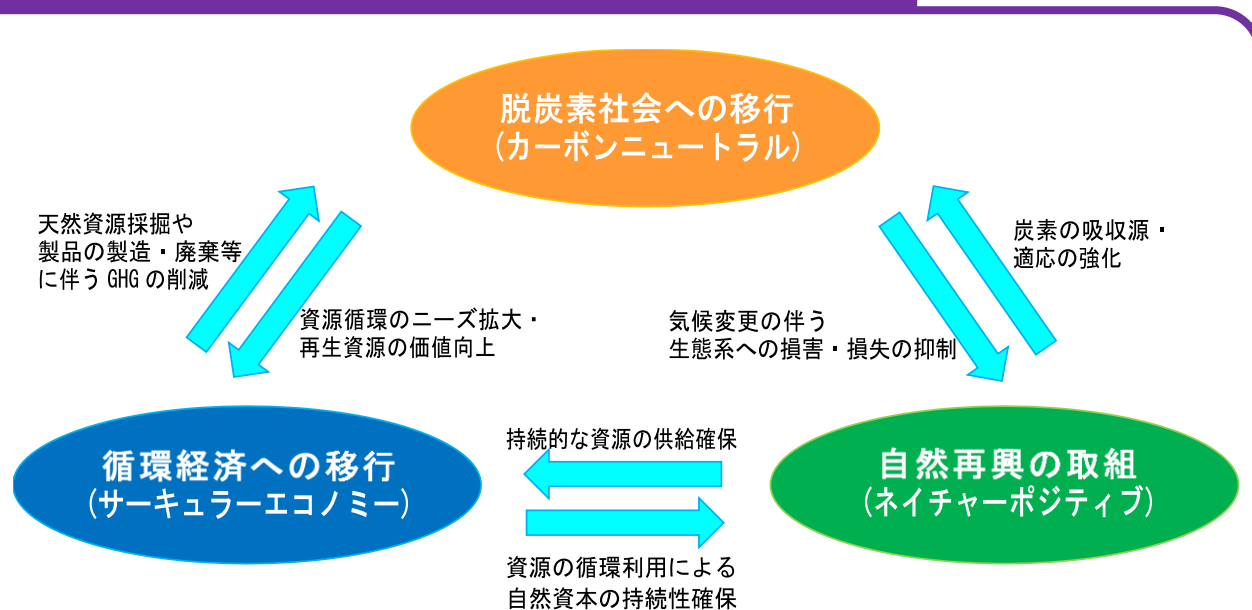
市の大気や水質、騒音・振動、土壌は、環境基準や規制基準をおおむね達成し、安心安全な暮らしが確保されています。市民の空気や水などへの関心は高くないものの、満足度と重要度は高くなっています。しかし、大気環境や水環境などの環境基準を達成していないものや公害相談もあることから、市民や事業者の発生源防止対策を今後も継続して行う必要があります。また、市では安心安全な暮らしの確保に向けた測定など、環境汚染の監視や防止を継続して行います。

3-5 環境保全活動

市では、さまざまな主体による環境保全活動や自然観察会などが行われ、市民や事業者、市民団体が精力的に活動しています。しかし、市民の美化活動への参加は多いものの、自然観察会や自然環境の保全活動への参加は少ない傾向となっています。

市民・事業者の環境保全への行動を加速させ、環境保全への認識を深めるため、すべての市民が環境に関する学習の機会を得られるよう検討する必要があります。

気候変動、資源循環、自然環境の統合的な取組みの必要性



出典：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第2回資料：環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方法について (2023、環境省)

出典：環境省